

### 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

施設・事業所名									
定員区分	1	21人以上40人以下	就労定着率区分	1	就職後6月以上定着率が5割以上				
	2	41人以上60人以下		2	就職後6月以上定着率が4割以上5割未満				
	3	61人以上80人以下		3	就職後6月以上定着率が3割以上4割未満				
	4	81人以上		4	就職後6月以上定着率が2割以上3割未満				
	5	20人以下		5	就職後6月以上定着率が1割以上2割未満				
	6			6	就職後6月以上定着率が0割超1割未満				
				7	就職後6月以上定着率が0				
				8	なし(経過措置対象)				
前年度の就職後6月以上定着者の状況	就職後6月以上定着者数								
	4月		人						
	5月		人						
	6月		人						
	7月		人						
	8月		人						
	9月		人						
	10月		人						
	11月		人						
	12月		人						
	1月		人						
	2月		人						
	3月		人						
	合計	0	人	÷	前年度利用定員	人	=	就労定着率	0.000

注1 就職後6月以上定着者とは、就労移行支援等を受けた後、就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（就労定着者という。）をいい、前年度の実績を記載すること（就労とは企業等に就労した者で就労継続支援A型事業所への移行は除くこと。）。

注2 平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となることから、平成29年度の実績に含まれることとなる。

注3 就労定着率区分「なし（経過措置対象）」は、指定を受けてから2年間を経過していない事業所が選択する。

注4 就労定着者の状況は、別添「就労定着者の状況（就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書）」を提出すること。